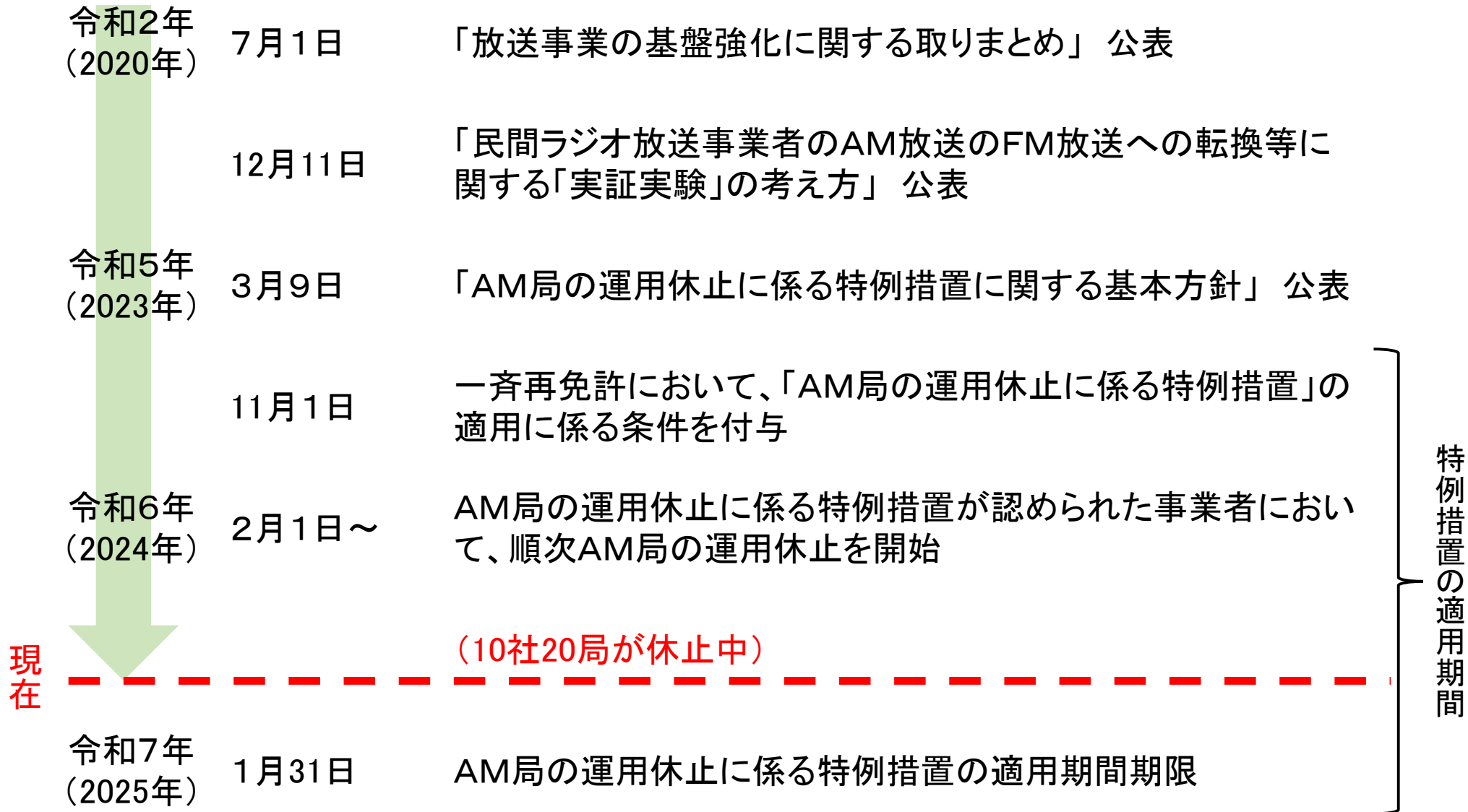


# AM局の運用休止について

---

**デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会事務局**

**令和6年3月5日**



## (1) 基本的な方向性

- 民間AMラジオ放送事業者の経営は厳しく、企業努力で対応できる範囲を超えている。
- AMラジオ放送の停波も含む運用の工夫による経営基盤強化を図ることができるよう、民放連の要望を踏まえ、以下の課題を検討しつつ現行制度を見直すべきである。

## (2) 検討すべき主な課題

### ① カバーエリアの観点

- AMラジオ放送はFMラジオ放送に比べて山間地までカバーしやすい。FMに転換した場合、一部の地域で受信できなくなる可能性がある。

### ② 対応受信機の観点

- FM補完放送の周波数に対応したラジオ受信機の普及を進める必要がある。

### ③ 周知広報の観点

- 特に災害時の備品として買ったAM専用ラジオ(普段は使用しないラジオ)について、FMラジオ放送が聞けないことを災害時まで気づかなかったということがないようにすべきである。

### ④ 周波数の効率的な利用の観点

- 既にFM用の周波数はひっ迫していることから、中継局整備のために、同期放送の積極的な導入等周波数の効率的な利用の推進が必要。

### ⑤ その他

- 既存のFMラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、放送対象地域に関する現行のラジオ放送制度との整合性について整理が必要。
- 現在の政見放送は、AMラジオ放送では実施しているがFMラジオ放送では実施していないことに留意が必要。

等

## (3) スケジュール

- 総務省において、民放連と連携して早急に検討を開始し、令和2年(2020年)秋までを目途に、「実証実験」の実施内容の具体案を公表すべきである。
- 「実証実験」としての停波の実施に際しては、災害の発生や大きな課題が生じた場合等には、直ちにAM放送を再開できる状態を保持しておくことが適当。
- 令和5年(2023年)の「実証実験」としての停波までに、総務省、民放連及び各民間ラジオ放送事業者が、上記(2)で示した課題への対応に取り組むべきであり、それまでに対応できなかった課題については、検証結果も踏まえ、令和10年(2028年)の再免許時までに行う全国的な制度整備に間に合うよう取り組むべき。

## 概要

### (1) 特例措置の概要

- ラジオ事業者の厳しい経営状況を踏まえ、令和5年(2023年)11月の再免許時に、ラジオ事業者が、経営判断として運営負担の大きいAM局を休止し、負担の小さいFM局に転換した場合の影響を検証するため、6か月以上の期間AM放送局の運用を休止することを可能とする特例措置(※)を設ける。
- 特例措置の適用期間は、令和5年(2023年)11月1日から令和7年(2025年)1月31日までとする。ただし、特例措置の適用期間の終了後、特例措置適用事業者が当該適用期間の延長を希望するときは、総務省が必要と認める場合に、当該適用期間を延長することができる。
- 特例適用局の運用休止は、令和6年(2024年)2月1日以降に開始し、特例措置の適用期間内に終了する。  
(※) 電波法第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱う。

### (2) 特例措置の適用を受けるための主な要件

- ① 特例適用局が適切に選定されていること
  - AM局を運用休止しても、運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう努めること。
- ② 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと
  - 運用休止開始日の遅くとも3か月前から周知広報を行うこと。
- ③ 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと
  - 災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体に対しては、大規模災害発生時等における対応について、運用休止する特例適用局の運用再開や再休止等も含めた必要な調整を行うこと。
- ④ 問合せ窓口を設置すること
  - 運用休止開始日の遅くとも3か月前から窓口を設置すること。
- ⑤ その他、報告書を作成すること等

### (3) 適用期間終了後の総務省の対応

特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省は、再度特例措置の適用期間を設けること、また、FM転換等に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこと。

## 1. 適用することとした局

再免許に伴い申請のあった13社38局のうち、34局に対して特例措置の適用を受けるため、以下の条件を付与。

(付与した条件)

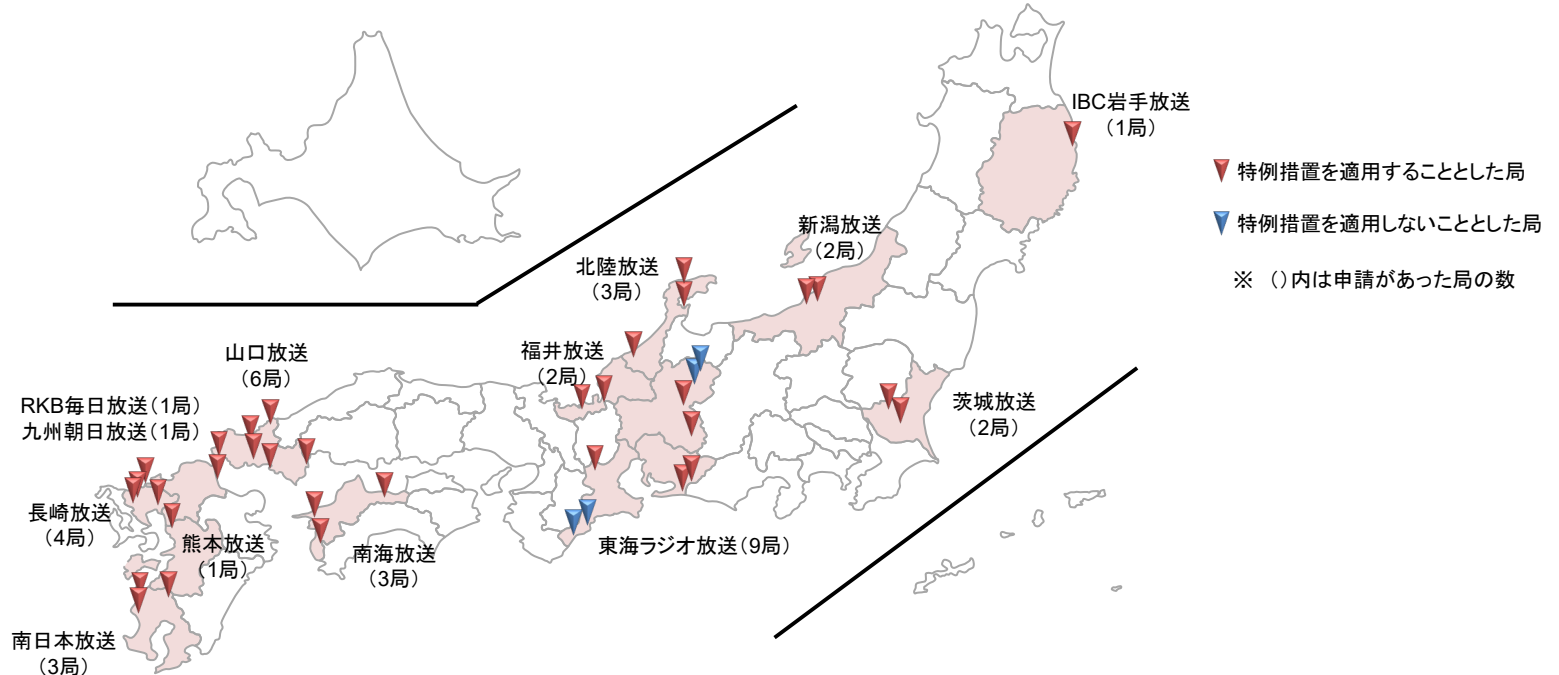
令和5年11月1日から令和7年1月31日までの間における、AM局の6か月以上の運用休止を行う際には、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和5年3月9日公表）」に示した要件を充足するようにすることとし、その場合において、電波法（昭和25年法律第131号）第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱う。

なお、当該期間終了後、更に運用休止が必要と認められる場合においても、同じ取扱いとする。

## 2. 適用しないこととした局

申請のあったAM局のうち、4局については、運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう特例適用局を適切に選定しているとは認められない(※)ため、特例措置を適用しないこととした。

(※)具体的な理由は、FM補完中継局、CATVによる再放送又は他のAM局のいずれかによってもカバーされていない(今後カバーされることが確実でない)こと、他のAM局で十分カバーできないにもかかわらず、FM補完中継局が整備されていない(整備される予定がない)こと。



AM局の運用休止に係る特例措置の適用希望があったエリアのイメージ

# A M局の運用休止スケジュール

事業者名	休止予定の A M局	令和6年(2024年)												令和7年 (2025年)	
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
株式会社アイピーシー岩手放送	田野畑局	2/1~												~1/31	
株式会社茨城放送	土浦局	2/1~					~7/31								
	関城局	2/1~					~7/31								
株式会社新潟放送	長岡局	2/5~								~9/1					
	柏崎局	2/5~								~9/1					
北陸放送株式会社	七尾局							8/1~						~1/31	※3
	山中局							8/1~						~1/31	※3
	輪島局							8/1~						~1/31	※3
福井放送	敦賀局	2/5~						~8/4							
	小浜局	2/5~						~8/4							
東海ラジオ放送株式会社	下呂局						7/1~							~1/31	
	恵那局						7/1~							~1/31	
	上野局						7/1~							~1/31	
	新城局							8/1~						~1/31	
	豊橋局							8/1~						~1/31	
山口放送株式会社	須佐田万川局	2/5~												~1/31	
	萩局	2/19~												~1/31	
	山口局		3/4~											~1/31	
	岩国局		減力※1 4/1~4/28	4/29~										~1/31	
	下関局			減力※1 4/29~5/26	5/27~									~1/31	
	周南局 ※親局				減力※1 5/27~7/28	7/29~								~1/31	
南海放送株式会社	新居浜局	減力※1 2/1~3/31	4/1~							~9/30					
	宇和島局	減力※1 2/1~3/31	4/1~							~9/30					
	八幡浜局	減力※1 2/1~3/31	4/1~							~9/30					
R K B 毎日放送株式会社	行橋局	2/5~							≒8/4					~1/31	※2
九州朝日放送株式会社	行橋局	2/5~							≒8/4					~1/31	※2
長崎放送株式会社	佐賀局	2/5~												~1/31	
	唐津局	2/5~												~1/31	
	伊万里局	2/5~												~1/31	
	有田局	2/5~												~1/31	
株式会社熊本放送	荒尾局	2/5~												~1/31	
株式会社南日本放送	阿久根局	2/1~												~1/31	
	川内局	2/1~												~1/31	
	大口局	2/1~												~1/31	

※1 減力とは、空中線電力を段階的に下げること指す。 ※2 より長期間検証を行うため、申請時から変更されたもの。

※3 申請時は4月1日から9月30日までを予定していたが、能登半島地震の影響により延期されたもの。復興の状況により、さらに変更される可能性もある。

# AM局とFM局の特徴

	AM局	FM局
建物内	聞こえにくい	聞こえやすい
山影	回り込み易い → 聞こえる	回り込みにくい → 聞こえない
送信アンテナの設置場所	広大で伝導率の高い敷地(川辺など)	鉄塔や山頂

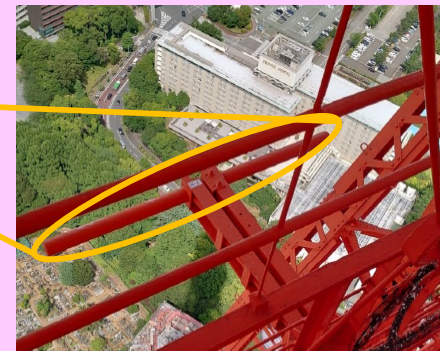
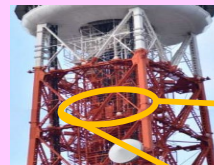
## AM局による放送



【AM親局のアンテナの例】

波長約500mの大型アンテナ  
(短縮アンテナ：100m強程度)

## FM局による放送



(参考) 令和6年能登半島地震において停波したラジオ

局所名	事業者	経緯
輪島(AM)	北陸放送	1/4 停波 1/7 停波解消(受信ルート変更)
輪島町野(FM)	NHK	1/2 停波 1/24 停波解消(商用電源回復)
輪島FM補完(FM)	北陸放送	1/3 停波 1/15 停波解消(仮設送信所設置)
羽咋(はくい)(FM)	NHK	1/1 停波
	FMいしかわ	1/2 停波解消(仮設空中線設置)

- 「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」において、特例措置の実施状況等を踏まえ、再度特例措置の適用期間を設けることについて検討することとされている。
- 現在実施中の特例措置の適用期間は、令和5年（2023年）11月1日から令和7年（2025年）1月31日までであることから、この特例措置の結果を踏まえ、再度特例措置を設けるかについて検討すべきだが、「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」において、令和10年（2028年）の再免許時までに行う全国的な制度整備に間に合うよう取り組むべきことが示されており、それを行うために要する手続や制度整備の時間に鑑み、仮に再度特例措置を設けるとした場合の要件について先行して検討を開始してはどうか。
- その場合、新たな特例措置の適用期間、手法、世帯・エリアカバー率（テレビ放送についてはブロードバンド代替の議論がなされているところ、ラジオ放送においてradiko等のインターネット配信サービスをどのように考えるか）等の要件をどのように考えるか。
- なお、AM局とFM局で災害の種類・場所に応じた耐性が異なるが、令和6年能登半島地震においてAM局とFM局とで復旧時期に差が出たことを踏まえ、AM局を代替することとなるFM補完中継局についても耐災害性を向上させる取組みを検討する必要はあるか。



## 參考資料

## ラジオの将来に関する要望

### ■ F M補完中継局制度の見直し

- ※ F M補完中継局制度を見直し、A M放送からF M放送への転換や両放送の併用を可能とするよう制度を整備する。
- ※ 遅くとも2028年の再免許時までには、A M放送事業者の経営判断によってA M放送からF M放送への転換や両放送の併用を全国的に可能とする。
- ※ 全国的な制度整備に向けた諸課題を洗いだしつつ、2023年の再免許時を目途にA M放送を一部地域で実証実験として長期間にわたり停波できるように、総務省は必要な制度的措置を行う。

### ■ F M同期放送の普及推進

- ・経営判断によってF M同期放送のための設備整備を行う民放事業者への支援

### ■ F M放送のトンネル内再放送の普及推進

- ・道路管理者（国、市町村、高速道路会社）への設備整備の働きかけ

### ■ 放送ネットワークの強靱化

- ・災害対策、難聴対策などのための支援措置の継続、拡充

### ■ 無線局運用の資格要件の緩和

- ・コミュニティ放送局と同等の資格要件（第二級陸上特殊無線技士以上）への緩和

### ■ デジタル化するメディア環境への民放ラジオ事業者それぞれの取り組みへの支援

【『「実証実験」の考え方』(令和2年(2020年)公表)における基本方針】

- a) AM放送のFM放送への転換は、単純に現在AM波で放送されている放送コンテンツをFM波で放送するものであることから、制度改革については、これに必要なものに限ることとする。
- b) AM放送のFM放送への転換は、民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであり、国の政策としてすべてのAM放送事業者に対してFM転換を求めるものではなく、転換時期についても画一的に定めるものではない。

(1)「実証実験」の実施に係る要件

①「実証実験」のテーマ

- 「実証実験」のテーマを明確に提示することが必要。

②期間

- 概ね3ヶ月～1年程度と想定。その期間中はAM放送を停波し、検証課題について結果をとりまとめる。大きな問題が継続して起きていなければ、そのままAM放送を停波。

③あまねく努力義務

- 現在の民間FM放送事業者の世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たすことを要件。放送品質が確保されるケーブルテレビによる再放送も対象。放送品質の確保が保証されない、現在のradiko等のインターネット配信サービスによる代替は対象外とすることが適当。
- トンネル内再放送について、まずは、各民間放送事業者において、施設管理者と調整。

④対応受信機の普及

- 対応受信機がないと転換後のFM放送を受信できない場合があること等を事前に周知するとともに、受信者からの問合せ等に丁寧に対応することが必要。また、関係事業者が連携して、対応受信機の普及促進活動を行うことも期待。

⑤大規模災害発生時等のAM放送の再開について

- 「実証実験」期間中において、必要性が生じた場合には、できるだけ速やかにAM放送を再開。

⑥空中線電力の増力

- 混信可能性を全国的に検証することが必要であり、既存の地上FM放送事業者も含めて、親局・中継局の置局の抜本的な見直しにもつながりかねないことから、認めないことが適当。

⑦周波数の効率的利用

- 同期放送については、混信が生じないことを前提に、可能な限り導入することが望ましい。

⑧90MHz以下の周波数の使用

- 混信が生じないことを前提に、90MHz以下の周波数については、すでにFM補完中継局に割当てられているものに限りFM放送への転換に使用することを認めることが適当。

## (2)AM放送のFM放送への転換に関する制度的な考え方の整理

### ①AM放送の停波の制度上の取扱い

- 停波の期間が6ヶ月以上となる場合、電波法第76条第4項第1号に規定する免許取消事由である「正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。」には該当しないものとして取り扱う。

### ②AM放送・FM放送併用の制度上の位置づけ (右図参照)

### ③放送対象地域

- 関東・中京・近畿の広域圏におけるAM放送事業者がFM放送への転換を進めることで、広域のFM放送が実施されることとなり、従来のFM放送事業者との関係が論点となるが、まずは、既存の民間FM放送事業者として、使用可能な周波数の有無やあまねく努力義務の実現可能性も含めて、考え方を集約することが望ましい。
- 既存の広域圏でも都道府県域でもない新たな放送対象地域を設定する、あるいは、広域圏のAM放送事業者がFM転換に際してその放送対象地域を縮小することは今般の検討の対象外。

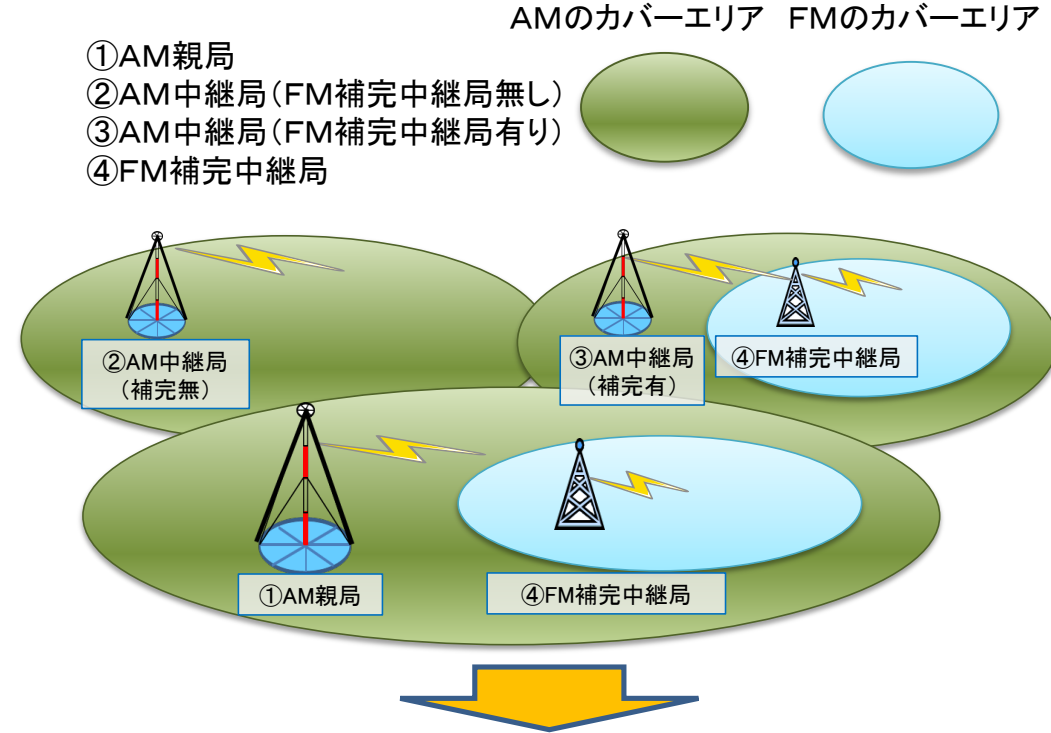
### ④政見放送

- 民放ラジオの政見放送はAM放送のみが対象とされており、FM放送は対象とされていないことに留意が必要。

### ⑤国による財政支援

- AM放送のFM転換は民間放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない。

### 現在のAM事業者の放送ネットワークの構成(イメージ)

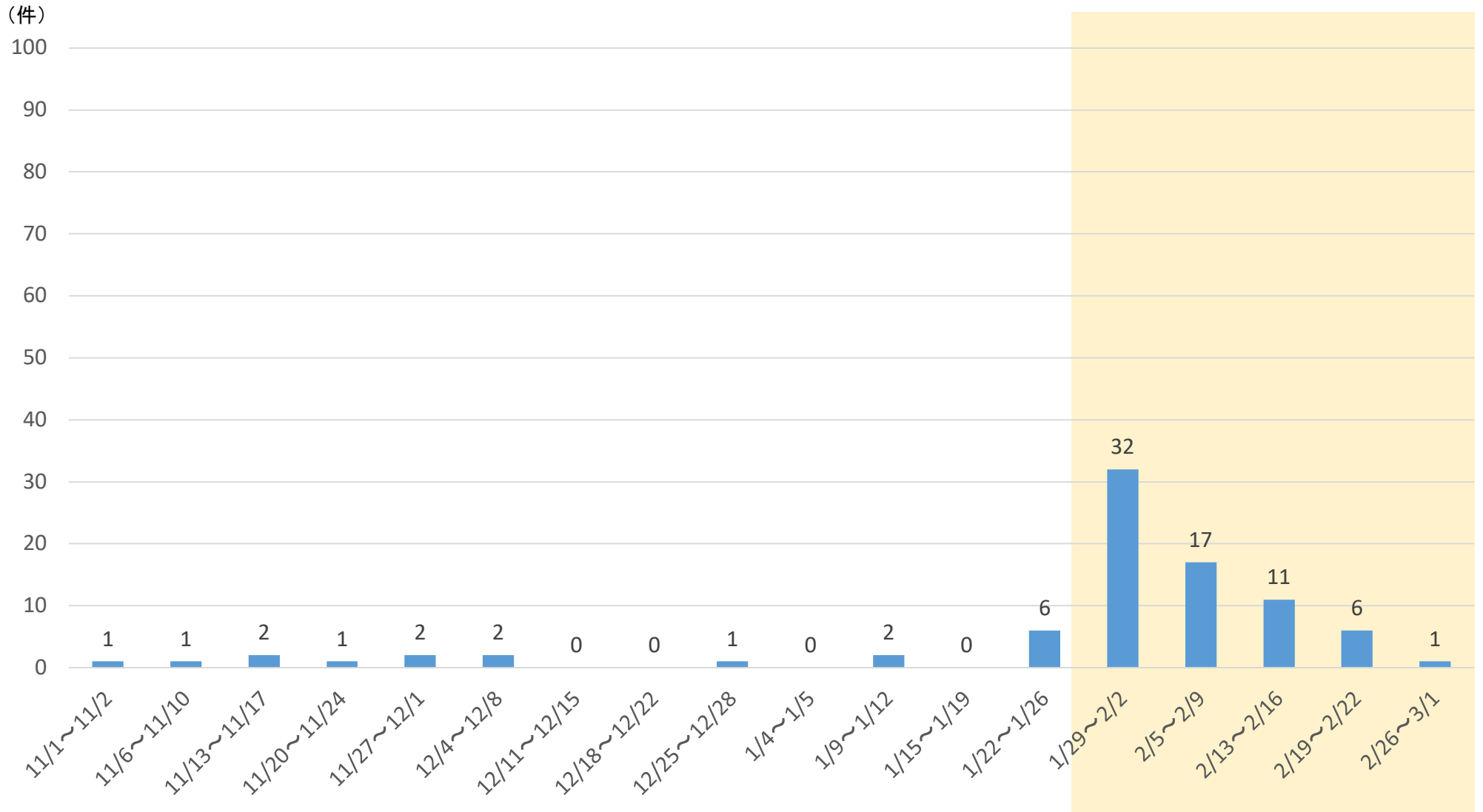


令和5年(2023年)のAM停波・FM転換実証実験を経て、  
将来的に順次以下のi)～iv)の類型に移行

- i) 実証実験に参加しない事業者(=AM停波・FM転換を行わない事業者)
- ii) AM中継局の停波を行う事業者(親局はAMで継続)
- iii) 親局をFMに転換するが、元・AM親局又は元・AM中継局の運用を継続する事業者
- iv) AM親局・中継局とも完全に停波する事業者

# 総務省で受け付けた問合せの件数

AM局の運用休止が開始された2/1の週は1日10件に満たない程度の問合せがあったが、それ以降は減少傾向にある。



## 管区別 整備局数

北海道	5
東北	29
関東	19
信越	13
北陸	19
東海	10
近畿	14
中国	31
四国	26
九州	46
沖縄	23
<b>合計</b>	<b>235</b>

※NHK及び民間AMラジオ事業者の合計  
 ※全国の民間AMラジオ事業者数は47社  
 (AM単営社：16社、  
 ラテ兼営社：31社)

### 青森放送

- RAB青森FM
- RAB八戸FM
- RAB野辺地陸奥湾FM
- RAB大間下北FM

### NHK(東北)

- NHK東成瀬R1
- NHK東成瀬樺川R1
- NHK皆瀬R1
- NHK岩泉小本R1

### 秋田放送

- ABS秋田FM

### 山形放送

- YBC山形FM

### 東北放送

- TBC仙台FM

### ラジオ福島

- r f c 東金山FM
- r f c 西金山FM
- r f c 福島FM
- r f c 郡山FM
- r f c 若松FM
- r f c 金山FM
- r f c いわきFM
- r f c 原町FM

### アイビーシー岩手放送

- I B C 山田FM
- I B C 岩泉小本FM
- I B C 一関FM
- I B C 盛岡FM
- I B C 二戸FM
- I B C 大槌FM
- I B C 室根FM
- I B C 遠野FM
- I B C 宮古FM
- I B C 釜石FM

### NHK(北海道)

- NHK屈斜路補完R1
- NHK川湯補完R1
- NHK広尾補完R1

### 北海道放送、STVラジオ

- HBC札幌FM
- STV手稲FM

※本整備状況は令和6年(2024年)2月1日時点のもの  
 ※太字は主たるFM補完中継局  
 ※AM放送の放送対象地域における外国波混信対策のために整備されたFM中継局を含む

## 【東海ラジオ、CBCラジオ】

- 三国山FM(東海ラジオ)
- 三国山FM(CBCラジオ)

## 静岡放送

- SBS高草FM
- SBS浜松FM
- SBS三島FM
- SBS下田FM
- SBS御殿場FM

## NHK(北陸)

- NHK福井国見R1
- NHK福井川西R1
- NHK越廼R1
- NHK輪島門前R1
- NHK能登柳田R1

## 福井放送

- FBCFM
- FBC小浜FM
- FBC大野FM
- FBC美浜FM
- FBC敦賀FM
- FBC三国FM
- FBC高浜FM

## 北日本放送

- KNB新川FM
- KNB砺波FM
- KNB富山FM

## 北陸放送

- MRO金沢FM
- MRO七尾FM
- MRO輪島FM
- MRO珠洲FM

## NHK(東海)

- NHK奥飛騨温泉郷R1
- NHK富士宮R1

## 岐阜放送

- 上加納山FM

## NHK(近畿)

- NHKすさみR1
- NHK新宮R1

## 【朝日放送、大阪放送、MBSラジオ】

- 大阪FM(朝日放送)
- 大阪FM(大阪放送)
- 大阪FM(MBSラジオ)

## 和歌山放送

- 和歌山FM
- 御坊FM
- 田辺FM
- 新宮FM
- 九度山FM
- 串本FM

## 京都放送

- 京都FM

## ラジオ関西

- 神戸FM
- 姫路FM

## 【TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送】

- 墨田FM(TBSラジオ)
- 墨田FM(文化放送)
- 墨田FM(ニッポン放送)

## 栃木放送

- CRT宇都宮FM
- CRT足利FM
- CRT葛生FM
- CRT今市FM
- CRT塩原FM

## 茨城放送

- IBS加波山FM
- IBS高鈴山FM
- IBS宝篋山FM

## オール・エフ・ラジオ日本

- RF横浜FM

## NHK(関東)

- NHK父島R1
- NHK父島R2
- NHK母島R1
- NHK母島R2

## 山梨放送

- YBS甲府FM
- YBS三ツ峠FM
- YBS身延FM

## 新潟放送

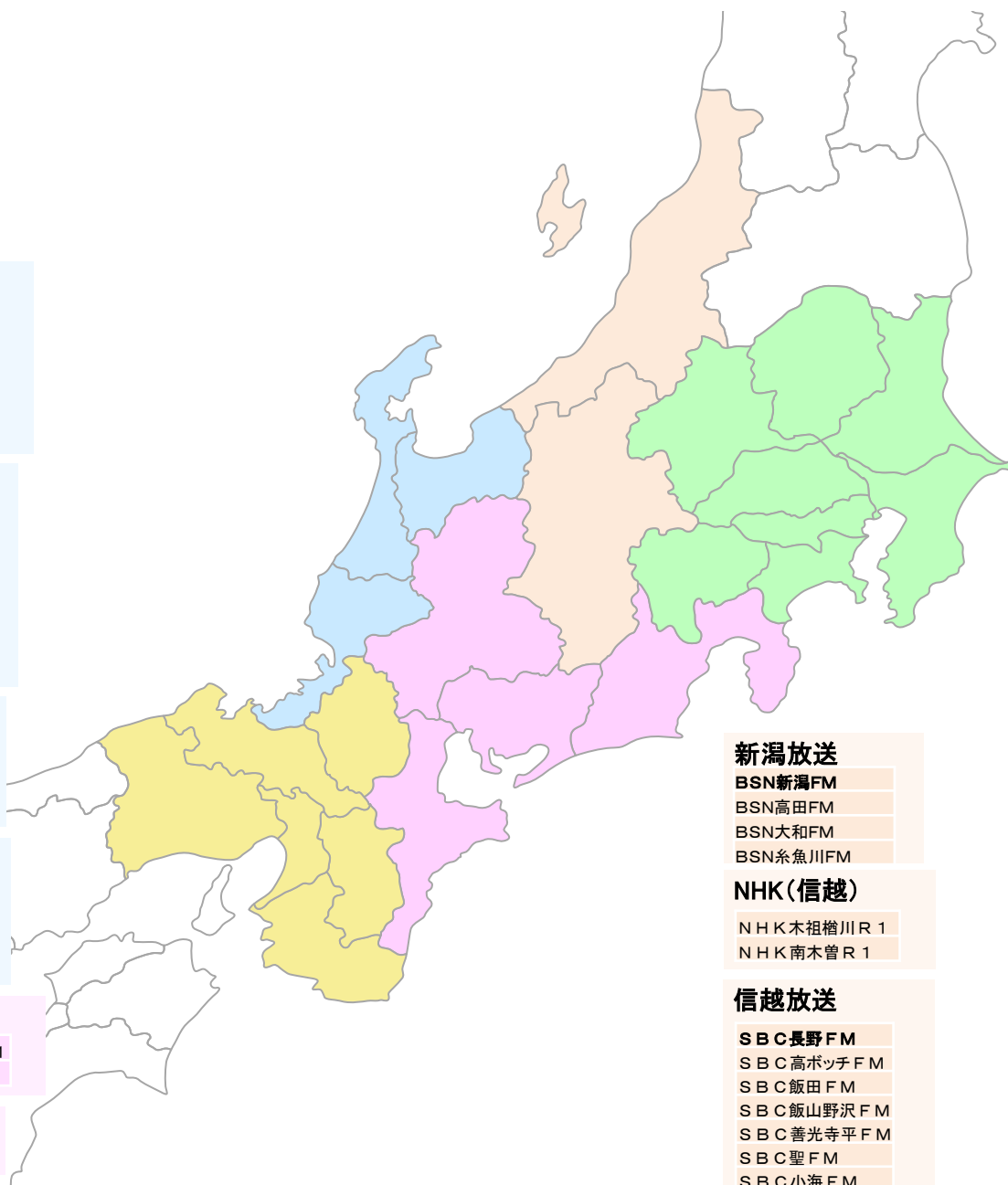
- BSN新潟FM
- BSN高田FM
- BSN大和FM
- BSN糸魚川FM

## NHK(信越)

- NHK木祖檜川R1
- NHK南木曾R1

## 信越放送

- SBC長野FM
- SBC高ボッチFM
- SBC飯田FM
- SBC飯山野沢FM
- SBC善光寺平FM
- SBC聖FM
- SBC小海FM



# A Mラジオ放送のFM補完中継局等整備状況③

## 宮崎放送

- MRT宮崎FM
- MRT延岡FM

## RKB毎日放送

- RKB福岡FM
- RKB北九州FM
- RKB糸島FM
- RKB行橋FM

## 南日本放送

- MBC鹿児島FM
- MBC阿久根FM
- MBC枕崎FM
- MBC鹿屋FM
- MBC蒲生FM
- MBC種子島FM

## NHK(沖縄)

- NHK祖納R1
- NHK祖納R2
- NHK与那国R1
- NHK与那国R2
- NHK南大東R1

## 琉球放送

- RBC名護R
- RBC国頭R
- RBC石垣R
- RBC祖納R
- RBC与那国R
- RBC伊良部R
- RBC多良間R
- RBC南大東R
- RBC那覇FM

## ラジオ沖縄

- ROK名護R
- ROK国頭R
- ROK石垣R
- ROK祖納R
- ROK与那国R
- ROK伊良部R
- ROK多良間R
- ROK南大東ラジオ
- ROK那覇FM

## NHK(九州)

- NHK奄美宇検R1
- NHK奄美住用R1
- NHK奄美大和R1
- NHK喜界R1
- NHK佐伯R1
- NHK東蒲江R1
- NHK蒲江R1
- NHK与論R1
- NHK与論R2
- NHK延岡補完R1
- NHK徳之島R1
- NHK徳之島R2
- NHK五ヶ瀬R1
- NHK川内出水R1
- NHK種子島R1
- NHK瀬戸板浦R1
- NHK大瀬戸雪浦R1
- NHK栗生R1
- NHK上之牧R1

## 長崎放送

- NBC長崎FM
- NBC諫早FM
- NBC佐世保FM
- NBC佐賀FM
- NBC鳥栖FM

## 九州朝日放送

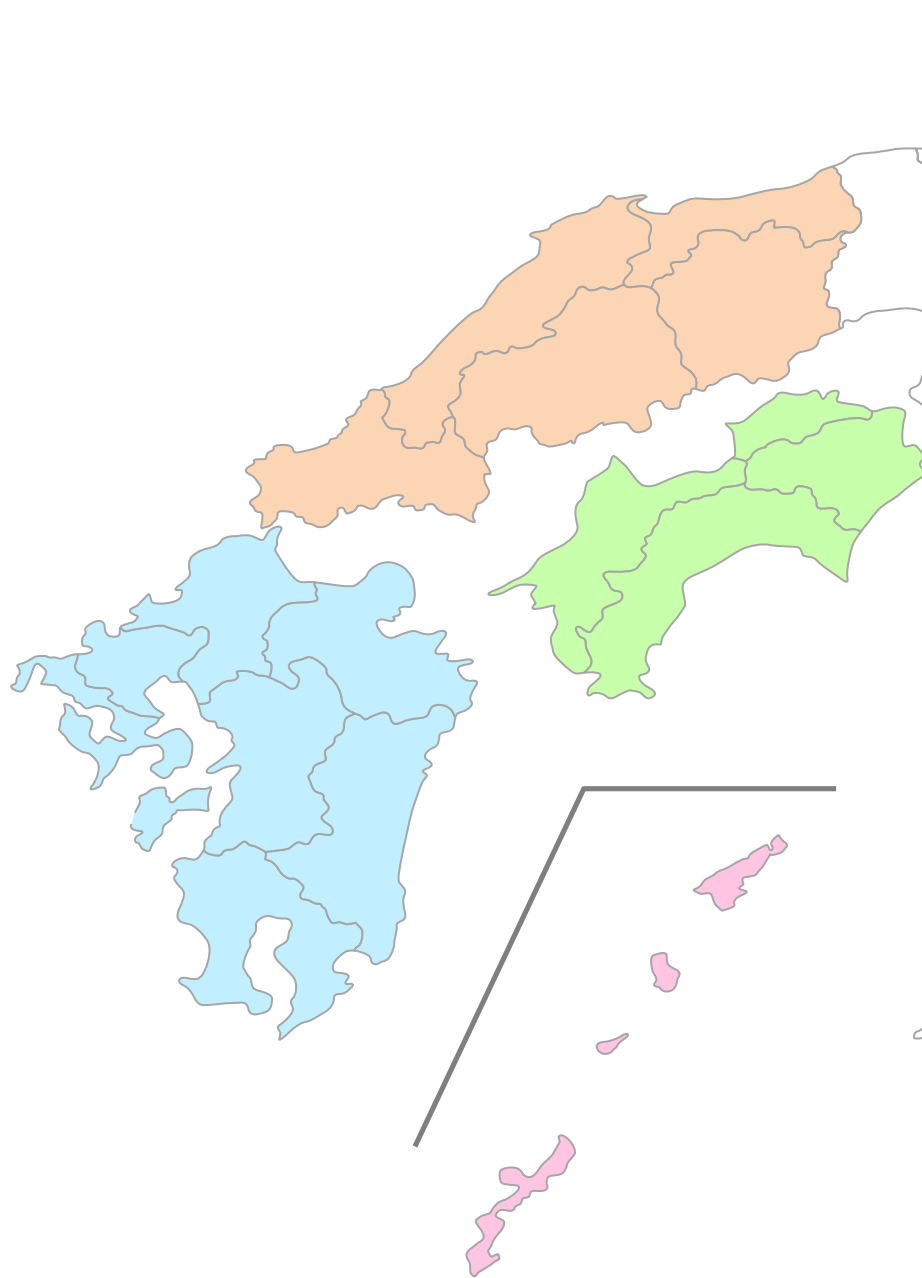
- KBC福岡FM
- KBC北九州FM
- KBC糸島FM
- KBC行橋FM

## 熊本放送

- RKK熊本FM
- RKK人吉FM
- RKK水俣FM
- RKK水上FM
- RKK阿蘇FM

## 大分放送

- OBS大分FM



## NHK(四国)

- NHK日和佐補完R1
- NHK宿毛補完R1
- NHK宇和島補完R1
- NHK仁淀補完R1
- NHK東津野補完R1
- NHK幡蛇ヶ森補完R1
- NHK新居浜補完R1
- NHK柏尾山補完R1

## 南海放送

- RNB松山FM
- RNB新居浜FM
- RNB宇和島FM
- RNB川之江FM
- RNB八幡浜FM
- RNB大洲FM
- RNB今治FM
- RNB久万FM
- RNB御荘FM
- RNB野村FM
- RNB壺村FM
- RNB大三島FM

## 西日本放送

- RNC高松FM

## 四国放送

- JRT徳島FM
- JRT池田FM
- JRT阿南FM
- JRT日和佐FM

## 高知放送

- RKC高知FM

## NHK(中国)

- NHK隠岐R1
- NHK赤名R1
- NHK来島R1
- NHK頓原R1
- NHK日原R1
- NHK尾道R1
- NHK高梁R1
- NHK浜田R1
- NHK大崎R1

## 山口放送

- KRY山口FM
- KRY美祢FM
- KRY長門FM
- KRY萩FM
- KRY柳井FM
- KRY岩国FM
- KRY下関FM
- KRY豊浦FM
- KRY阿東FM
- KRY宇部FM
- KRY須佐田万川FM
- KRY山口鴻ノ峯FM
- KRY周防大島FM
- KRY豊田FM

## 中国放送

- FM RCC広島
- FM RCC福山
- FM RCC三原久井
- FM RCC三次
- FM RCC西条

## 山陰放送

- BSS鳥取FM
- BSS松江FM

## 山陽放送

- RSK岡山FM